

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

二

○会計年度任用職員のうち単純な業務に雇用される者であるものの給与に
関する規程の一部を改正する訓令

(同)

二

告 示

○保安林の指定の解除の予定(二件)

(森林整備課)

二

○建設業許可の取消し

(事業管理課)

三

○道路の区域変更(二件)

(道路課)

三

○道路の供用開始(四件)

(同)

四

○土地区画整理事業の換地処分の届出

(都市計画課)

五

公 告

○人事行政の運営等の状況の公表

(人事課)

五

企 業 局

○企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

(人事課)

五

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な業務に雇用さ
れる者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令

(人事課)

五

選 挙 管 理 委 員 会

○石巻市議会議員一般選挙に係る選挙の効力に関する審査申立てに対する
裁決

(人事課)

六

ページ

○石巻市議会議員一般選挙に係る選挙の効力及び当選の効力に関する審査
申立てに対する裁決

八

人事委員会

○人事委員会規則七―十四(期末手当)の一部を改正する規則

一〇

○人事委員会規則七―十五(勤勉手当)の一部を改正する規則

一一

○人事委員会規則八―五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部
を改正する規則

一一

○人事委員会規則八―六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の
一部を改正する規則

一一

○人事委員会規則八―七(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正
する規則

一二

○人事委員会の権限(職員の育児休業等に関する規則)の一部委任の一部
を改正する告示

一二

公安委員会

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について

一二

○警備業法第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習の
実施

一三

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十四号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第十四号ヲ中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改め、同号ワ中「第五
八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に改め、同項第四十八号イ中「第三項」を「第五
項」に改め、「認定」の下に「並びに同条第六項及び第七項の規定による長期優良住宅維持保全計画
の認定」を加え、同号ニ中「及び第九条第一項」を削り、「長期優良住宅建築等計画」の下に「及び
長期優良住宅維持保全計画」を加え、同号中リをヌとし、ホからチまでをへからリまでとし、ニの次
に次のように加える。

ホ 第九条第一項及び第三項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定
 附 則
 この規則は、令和四年十月一日から施行する。ただし、第十八条第一項第十四号ラ及びワの改正規定は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十二号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。
 別表第一 経済商工観光部長の雇用対策課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

七 労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の施行に関する次のこと。

イ 特定労働者協同組合の認定の取消し及び公示（第九十四条の十九）

ロ 法令等の違反に対する処分（第二百二十七条）

同表雇用対策課長の専決事項の項に次の一号を加える。

六 労働者協同組合法の施行に関する次のこと。

イ 成立の届出の受理（第二十七条）

ロ 役員変更の届出の受理（第三十三条）

ハ 役員に欠員を生じた場合の措置（第三十七条）

ニ 総会の招集に係る承認（第六十条）

ホ 定款変更の届出の受理（第六十三条）

ヘ 解散の届出の受理（第八十条）

ト 休眠組合に係る公告及び公告した旨の通知（第八十一条）

チ 組合継続の届出の受理（第八十二条）

リ 合併の届出の受理（第九十一条）

ヌ 特定労働者協同組合の認定及び公示（第九十四条の三、第九十四条の八）

ル 特定労働者協同組合の主たる事務所の所在場所の変更の認定（第九十四条の九）

ヲ 特定労働者協同組合の名称又は代表理事の氏名の変更の届出の受理及び公示（第九十四条の

十）

ワ 特定労働者協同組合の合併の公示（第九十四条の十六）
 カ 特定労働者協同組合の清算終了の届出の受理及び公示（第九十四条の十八）
 ヨ 報告の徴取及び検査（第二百二十五条、第二百二十六条）
 タ 意見聴取（第二百二十八条）
 附 則

この訓令は、令和四年十月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第二十三号

会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和四年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令

正する訓令
 会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程（令和二年宮城県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和三年十月一日」を「令和四年十月一日」に、「七号俸」を「十一号俸」に、「十三万九千六百円」を「十四万三千五百円」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則

この訓令は、令和四年十月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第六百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
 令和四年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

解除予定保安林の所在場所

東松島市大曲字上納前二八の三、二九の三、三〇の一、三一の一、三二の三、八六の三、八七の一、八八の一、八九の三、一四二の一、一四四の三、字関の内一五五の三、一五六の一、一五七の一、一五八の一、一五九の三、二〇五の三、二〇六の一、二〇七の一、二〇八の一、二〇九の三、二六一の三、二六二の一

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第六百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和四年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

東松島市野蒜字南余景六八の二八〇・六八の二八一・六九・字洲崎七一の三六六・七一の三六七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（次の図）は省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び東松島市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百七十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

令和四年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

令和四年九月三十日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号 (宮城県知事許可)
株式会社海聖建設 根岸 敬	仙台市若林区今泉字小在家東九十二番地の二	般一三 第二万九百四号

三 処分の内容

一 一般建設業許可の取消し
四 処分の原因となった事実

株式会社海聖建設の役員が、令和四年六月十日付で、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者に該当していたことが判明した。

このことは、法第二十九条第一項第二号に該当する。

○宮城県告示第六百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年九月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 丸森霊山線

三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
伊具郡丸森町筆甫字東山二八番七地先から 同郡同町筆甫字東山二八番七地先まで	前	後	四・一	三・〇
	後	前	四・二	三・〇
伊具郡丸森町筆甫字東山二八番七地先から 同郡同町筆甫字東山二八番七地先まで	前	後	五・一	六一・〇
	後	前	四・二	六一・〇
伊具郡丸森町筆甫字東山二八番七地先から 同郡同町筆甫字東山二八番七地先まで	前	後	六・七	六一・〇
	後	前	六・七	六一・〇
伊具郡丸森町筆甫字東山無番地先から 同郡同町筆甫字川下三八番一地先まで	前	後	四・六	七五・〇
	後	前	五・六	七五・〇
伊具郡丸森町筆甫字川下三無番地先から 同郡同町筆甫字川下三二一番四地先まで	前	後	五・四	三七一・〇
	後	前	五・四	三七一・〇

伊具郡丸森町筆甫字川下三七一番六地先から同郡同町筆甫字川下三無番地先まで	前	六・〇	二六・〇
	後	二二・一	
伊具郡丸森町筆甫字川下三七二番六地先から同郡同町筆甫字川下三七二番四地先まで	前	六・三	二六・〇
	後	二四・八	
伊具郡丸森町筆甫字川下三七二番六地先から同郡同町筆甫字川下三七二番六地先まで	前	五・七	七六・〇
	後	七・四	
伊具郡丸森町筆甫字川下二二番九地先から同郡同町筆甫字中下四番一八地先まで	前	五・七	七六・〇
	後	九・〇	
伊具郡丸森町筆甫字川下二二番九地先から同郡同町筆甫字中下四番一八地先まで	前	五・八	七六・〇
	後	八・八	
伊具郡丸森町筆甫字川下二二番九地先から同郡同町筆甫字中下四番一八地先まで	前	三・八	一一八・〇
	後	一三・八	
伊具郡丸森町筆甫字川下二二番九地先から同郡同町筆甫字中下四番一八地先まで	前	三・八	一一八・〇
	後	一三・八	

○宮城県告示第六百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年九月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 泊崎半島線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
本吉郡南三陸町歌津字名足六三番一地先から同郡同町歌津字中山二三番二地先まで	八・三	八・三	二二・五	二九五・〇
同郡同町歌津字中山二三番二地先まで	八・三	八・三	二二・五	二九五・〇

○宮城県告示第六百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年九月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻鮎川線	石巻市渡波字大畑一四番一三地先から同市渡波字大浜無番地先まで	令和四年九月三十日

○宮城県告示第六百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年九月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻鮎川線	石巻市大原浜京地一番一地从先から同市大原浜戸泥一三番一地从先まで 石巻市給分浜羽黒下三番一三地从先から同市給分浜羽黒下六番九地从先まで	令和四年十月一日

○宮城県告示第六百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年九月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

県道	丸森霊山線	伊具郡丸森町筆甫字東山二八番七地先から 同郡同町筆甫字東山二八番七地先まで	伊具郡丸森町筆甫字東山二八番七地先から 同郡同町筆甫字東山二八番七地先まで	伊具郡丸森町筆甫字東山無番地先から 同郡同町筆甫字川下三八番一地先まで	伊具郡丸森町筆甫字川下三無番地先から 同郡同町筆甫字川下三二一番四地先まで	伊具郡丸森町筆甫字川下三七一番六地先から 同郡同町筆甫字川下三七二番四地先まで	伊具郡丸森町筆甫字川下三七二番六地先から 同郡同町筆甫字川下三七二番六地先まで	伊具郡丸森町筆甫字川下一二二番九地先から 同郡同町筆甫字中下四番一八地先まで	令和四年 九月三十日
----	-------	--	--	--	--	--	--	---	---------------

○宮城県告示第六百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年九月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	泊崎半島線	本吉郡南三陸町歌津字名尾六三番一地先から 同郡同町歌津字中山二三番二地先まで	令和四年 九月三十日

○宮城県告示第六百八十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三十三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

令和四年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称
岩沼市早股松原土地区画整理事業

- 二 施行者の名称
渋谷商事株式会社
- 三 事務所の所在地
名取市手倉田字諏訪六百六十九番地の一
- 四 換地処分の年月日
令和四年九月五日

公 告

○宮城県の任用、給与、勤務条件等の人事行政運営の全般を明らかにし、人事行政における公正性及び透明性を確保するため、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年宮城県条例第二十号）第四条の規定に基づき、宮城県の令和三年度における人事行政の運営の状況及び人事委員会の業務の状況について別冊のとおり公表する。
令和四年九月三十日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第二十一号
企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。
令和四年九月三十日
宮城県公営企業管理者 佐 藤 達 也

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

企業職員給与規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。
附則第十五項中「令和三年十月一日」を「令和四年十月一日」に、「七号俸」を「十二号俸」に、「十三万九千六百円」を「十四万三千五百円」に改める。
附 則
この管理規程は、令和四年十月一日から施行する。

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会訓令甲第十四号
宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年九月三十日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給
与に関する規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に
関する規程（令和二年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和三年十月一日」を「令和四年十月一日」に、「七号棒」を「十一号棒」に「十
三万九千六百円」を「十四万三千五百円」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年十月一日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第百五号

令和四年五月二十二日執行の石巻市議会議員一般選挙に係る選挙の効力に関し、石巻市広瀬字町一
八八番地 木村紀斗から申立てのあった審査申立てについて、当委員会は、令和四年九月二十六日次
のとおり裁決した。

令和四年九月三十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菅 川 章 太 郎

裁 決 書

審査申立人 住所 石巻市広瀬字町188番地

氏名 木 村 紀 斗

審査申立人（以下「申立人」という。）から令和四年七月七日に提起された令和四年五月二十二日執行
の石巻市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立て
について、宮城県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙について、令和四年六月一日に石巻市選挙管理委員会（以下「市委員会」とい
う。）に選挙の効力及び当選人30人の当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は、同
年6月24日にこれを棄却する決定（以下「原決定」という。）をした。

申立人は、原決定を不服として、令和四年七月七日、当委員会に対し、この原決定を取り消し、本
件選挙を無効とする旨の裁決を求めたものであり、その理由及び主張するところを審査申立書及び反
論書を基に要約すると次のとおりである。

1 市委員会の原決定の判断では、いしのまき市議会だより（以下「議会だより」という。）は選挙
運動を目的とした文書図画ではないことだが、本件選挙の選挙運動期間中に配布された議会だ
よりNo722には公職の候補者の氏名が表示されており、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公
選法」という。）第146条第1項に違反することは明らかである。

2 議会だよりの配布時期について、議会だよりNo68で令和3年度から月の下旬に変更となる旨が
記載されていたにもかかわらず、議会だよりNo722は、なぜ下旬ではなく、選挙運動期間中に配布
されなければならなかったか。原決定では、議会だよりが選挙運動を目的とした文書図画ではない
ことや、石巻市議会は主として選挙管理の任にある機関ではなく、選挙の規定に違反しないとの回
答に終始し、公選法第146条違反となる文書図画頒布の争点に明確に触れていない。

3 市委員会の判断が正当となるならば、これによって、選挙地域内の選挙人全般の自由な判断によ
る投票を妨げられ、「選挙の自由、公正の原則」が失われる。これは、公選法に違反する行為であり、
選挙無効の理由の一つである。

4 市委員会は公選法第146条には該当しないとして3つの要件を示し弁明しているが、本件選挙の
他の候補者の選挙運動用ビラ（以下「当該ビラ」という。）にはQRコードがあり、そのリンク先
を確認すると、特定の候補者の辞職勧告決議の様子や公職の候補者（現職）の氏名が記載された議
席立札が認識できる。QRコードの内容は客観的に公序良俗に反し、市委員会の要件に照らしても、
公選法第146条第1項に違反する。

最高裁判所昭和61年2月18日判決では、候補者等の選挙の取締らないし罰則規定違反は選挙無効事
由に当たらないとしつつ、「もっとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全
般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正
が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられない。」

と判示されており、当該ビラや公職の候補者の氏名等が記載された議会日より、特段の事情が生じ、選挙人の自由な投票が妨げられたと考えられる。

文書図画の内容自体が甚だしく公序良俗に反し妥当性を持たないことが客観的に明白であり、市委員会は任意で訂正を勧告すべきであった。公職の候補者（現職）の氏名等や特定の候補者に関して事実を歪めた内容を掲載した公序良俗に反する議会日より及び当該ビラを選挙運動期間中に頒布すれば、選挙人の自由な判断による投票が阻害されたと考えられる。このため、公選法第142条、同法第146条第1項に違反する議会日より及び選挙運動用ビラの発行頒布は、本件選挙を無効ならしめる。

判決の理由

当委員会は、本件審査の申立てが要件を備えているため、適法と認めて受理し、市委員会から審査申立書に対する弁明書を提出させるとともに、職権で市委員会等から物件の提供を求めた。また、申立人から弁明書に対する反論書の提出を受けるとともに、申立人に口頭意見陳述の機会を与え、併せて市委員会等に質問を行うなど、慎重に審理を行った。

その結果は、次のとおりである。

1 選挙無効の判断基準

選挙が無効とされるのは、公選法第205条第1項の規定により、選挙の規定に違反することがあるときで、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。」（最高裁判所昭和61年2月18日判決）とされている。同判決では、かかる違法行為も多少少なからぬ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれらの規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするのではないと解している。もっとも、「かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（最高裁判所昭和61年2月18日判決）とも判示されている。また、「選挙管理の任にある機関以外の者の行為であっても、選挙の管理執行に密

接に関連する者が、選挙地域内の選挙人全般の自由な判断による投票を妨げ、選挙の自由公正の原則を著しく阻害したと認められるものである場合には、選挙の規定に違反することがあるときに当たると解するのが相当である。」（最高裁判所平成14年7月30日判決）とも判示されている。

なお、選挙の管理執行に関する規定違反のほかに選挙無効事由とされるのは、「例えば官憲その他による甚だしき弾圧、干渉、妨害、又は広範囲に亘る買収誘惑等のため到底選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいような事由がある場合を指称するもので、候補者、選挙運動者又は選挙人等に選挙法の取締規定に違反するところがあっても、かかる事由は右にいわゆる選挙の規定に違反する場合に該当しないものとする」と解するのを相当とする。」（大阪高等裁判所昭和30年8月26日判決）との限定的な解釈が示されている。

次に、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合をいうもの」（最高裁判所昭和29年9月24日判決）と判示されている。

2 選挙の無効についての判断

上記1を踏まえて、申立人の理由等が本件選挙の無効とされる「選挙の規定に違反すること」に該当するかどうかを判断する。

申立人は、本件選挙の選挙運動期間中に、石巻市議会によって議会日よりNo.72が市内全戸に配布されたこと及びQRコードを掲載し公序良俗に反する当該ビラの頒布が、公選法に違反すると主張している。

第一に、議会日よりNo.72の全戸配布及び当該ビラの頒布についてであるが、仮に公選法第142条等に違反する行為であったとしても、いずれの行為の主体も「主として選挙管理の任にある機関」でもなければ、「選挙の管理執行に密接に関連する者」にも当たらず、管理執行上の手續に関する違反には該当しない。

第二に、そのほかの選挙無効事由として、選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合に該当するかどうかの検討であるが、選挙人の判断については、「選挙において、個々の選挙人の候補者の選択、投票意思の決定がいかなる要因によって行われるかは、各人各様」（最高裁判所昭和59年12月10日判決）であって、候補者による選挙運動等を通じて把握した候補者の政見や主張等の様々な判断材料を基に、自らの意思により投票先を決定するものと考えられる。今回の議会日よりは、直接的に投票を依頼するかのような趣旨は見受けられず、かつ、その内容は他の方法でも確認できる内容である。選挙人による候補者の選択においては、影響の程度はあれど、その評価の尺度も各人各様であり、その他の様々な要因と同様に判断材料の一つとされるに過ぎず、選挙人がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事

態が生じたときまで認めるに足る証明はなされていない。また、当該ビラの頒布については、仮に違反であったとしても、その他の候補者の行為であり、前述の最高裁判所昭和61年2月18日判決で「選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。」とされている上で、なお、選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態が生じたときまで認めるに足る証明はなされていない。

よって、申立人の主張は、いずれも選挙無効の要件の一つである「選挙の規定に違反すること」に該当しないことから、本件選挙を無効とする原因となり得ない。

3 結論

以上のとおり、申立人が主張する選挙無効の審査申立てはいずれも理由がない。

よって、当委員会は、公選法第216条第2項の規定により準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和4年9月26日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎
 委員 小野 純一郎
 委員 植木 俊哉
 委員 戸井 秀一

〇河野純一郎兼田中水

令和四年五月二十二日執行の石巻市議会議員一般選挙の効力及び選挙の効力に関する「石巻市紀田字新東前沼一七番地一 黒須光男から申立しのあった審査申立しのとりまとめ」を委員会は、令和四年九月二十六日次のとおり裁決した。

令和四年九月三十日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 皆川 章太郎
 委員 小野 純一郎
 委員 植木 俊哉
 委員 戸井 秀一

審査申立人 住所 石巻市紀田字新東前沼117番地1

氏名 黒須 光男

審査申立人（以下「申立人」という。）から令和4年7月11日付けで提起された令和4年5月22日

執行の石巻市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力及び当選の効力に

関する審査の申立てについて、宮城県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙について、令和4年5月31日に石巻市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に選挙の効力及び当選人30人の当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は、同年6月24日にこれを棄却する決定（以下「原決定」という。）をした。

申立人は、原決定を不服として、令和4年7月11日、当委員会に対し、この原決定を取り消し、本件選挙及び当選人の当選を無効とする旨の裁決を求めたものであり、その理由及び主張するところを審査申立書及び反論書を基に要約すると次のとおりである。

1 本件選挙の選挙運動期間中に、石巻市議会が申立人を当選させない目的をもって、いしのみき市議会だより（以下「議会だより」という。）No72を市内各戸に配布したことは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第142条及び同法第146条第1項に違反する。

2 議会だよりNo72には、申立人に対する辞職勧告決議が含まれており、その内容は申立人の議会活動と発言について、事実を曲げて記載しており、公選法第235条第2項の虚偽事項の公表罪に該当する。また、申立人の議会での質問は石巻市の復興事業の問題点を問いつつ、その内容が適切でなく、発言を制限し、会議録から削除することは、憲法第21条で保障される表現の自由を侵害しており、そのような議会運営に基づく議会だよりは公選法第148条及び同法第223条の2の規定に抵触している。そして、そのような議会だよりを市内各戸に配布したことは、刑法（明治40年法律第45号）第230条の名誉棄損に該当する。

3 申立人が、石巻市議会事務局に対して公選法違反の虞がある旨を指摘したところ、選挙後に配布するとの回答があったことから、違法と認識した上で議会だよりNo72を配布したことになる。極めて悪質な選挙妨害であり、申立人が前回選挙から大幅に得票数を減じ落選したのは、議会だよりNo72の配布が大きな要因であり、石巻市当局、石巻市議会及び市委員会が共謀して申立人を落選させるため周到な工作を行ったものと推認される。

4 議会だよりNo72は、現職議員の議会活動を報じているもので、申立人を除く現職議員に有利な

報道で、選挙の公平性に欠くものである。

5 市委員会の原決定で、選挙無効の原因となるべき違法理由を次のとおり挙げていますが、本件選挙の選挙運動期間中に議会だよりNo72を配布したことは、選挙法の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されているものであり、本件選挙は無効である。

ア 「選挙の規定に違反すること」は、主に選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行手続に関する明文の規定に違反すること。

イ 選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたことを指称すること。

ウ 傍論として「もっとも、かような違法行為でも、そのため選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない」と判示されている。(最高裁判所昭和61年2月18日判決)

判決の理由

当委員会は、本件審査の申立てが要件を備えているため、適法と認めて受理し、市委員会から審査申立書に対する弁明書を提出させるとともに、職権で市委員会等から物件の提供を求めた。また、申立人から弁明書に対する反論書の提出を受けるとともに、申立人に口頭意見陳述の機会を与え、併せて市委員会等に質問を行うなど、慎重に審理を行った。

その結果は、次のとおりである。

1 選挙の効力について

(1) 選挙無効の判断基準

選挙が無効とされるのは、公選法第205条第1項の規定により、選挙の規定に違反することがあるときで、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取柄りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。」(最高裁判所昭和61年2月18日判決)とされている。同判決では、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれらの規定事項の遵守を期待しているのであって、そ

の違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解している。もっとも、「かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」(最高裁判所昭和61年2月18日判決)とも判示されている。また、「選挙管理の任にある機関以外の者の行為であっても、選挙の管理執行に密接に関連する者が、選挙地域内の選挙人全般の自由な判断による投票を妨げ、選挙の自由公正の原則を著しく阻害したと認められるものである場合には、選挙の規定に違反することがあるときに当たると解するのが相当である。」(最高裁判所平成14年7月30日判決)とも判示されている。

なお、選挙の管理執行に関する規定違反のほかに選挙無効事由とされるのは、「例えば官憲その他による甚だしき弾圧、干渉、妨害、又は広範囲に亘る買収誘惑等のため到底選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいような事由がある場合を指称するもので、候補者、選挙運動者又は選挙人等に選挙法の取締規定に違反するところがあっても、かかる事由は右にいわゆる選挙の規定に違反する場合に該当しないものとするのと解するのを相当とする。」(大阪高等裁判所昭和30年8月26日判決)との限定的な解釈が示されている。

次に、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実には生じたところと異った結果が生ずる可能性のある場合をいうもの」(最高裁判所昭和29年9月24日判決)と判示されている。

(2) 選挙の無効についての判断

上記(1)を踏まえて、申立人の理由等が本件選挙の無効とされる「選挙の規定に違反すること」に該当するかどうかを判断する。

申立人は、石巻市議会によって本件選挙の選挙運動期間中に議会だよりNo72が市内全戸に配布されたことは公選法等に違反すると主張している。

第一に、議会だよりNo72の全戸配布についてであるが、当該議会だよりの配布は石巻市議会が行ったものであり、仮に公選法第142条等に違反する行為であったとしても、同議会は「主として選挙管理の任にある機関」でもなければ、「選挙の管理執行に密接に関連する者」にも当たらず、管理執行上の手続に関する違反には該当しない。

第二に、そのほかの選挙無効事由として、選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合に該当するかどうかの検討であるが、選挙人の判断については、「選挙において、個々の選挙人の候補者の選択、投票意思の決定がいかなる要因によって行われるかは、各人各様」(最高裁判所昭和39年12月10日判決)であって、候補者によ

る選挙運動等を通じて把握した候補者の攻見や主張等の様々な判断材料を基に、自らの意思により投票先を決定するものと考えられる。今回の議会だよりは、直接的に投票を依頼するかのよう
な趣旨は見受けられず、かつ、その内容は他の方法でも確認できる内容である。選挙人による候補者の選択においては、影響の程度はあれど、その評価の尺度も各人各様であり、その他の様々な要因と同様に判断材料の一つとされるに過ぎず、選挙人がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態が生じたとはまで認めるに足る証明はなされていない。

よって、申立人の主張は、いずれも選挙無効の要件の一つである「選挙の規定に違反すること」に該当しないことから、本件選挙を無効とする原因となり得ない。

2 当選の効力について

(1) 当選無効の判断基準

公選法第206条及び同法第207条に規定する当選の効力に関する争訟において当選無効となる違法事由は、「当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続きの違法、各候補者の有効投票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるもの。」(名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決)とされている。また、公選法第251条において、その罰則に該当する行為につき有罪判決が確定することによりその当選を無効とする旨が定められているが、当選人の違反行為の有無及び罰則の該当についての認定判断は、「専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪(但し、公選法第251条所定の罪に限る。)により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実的に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできない。」(名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決)とされている。

更に、仮に当選人の行為が公選法の罰則に該当する行為であったとしても、「当選人が公選法第251条により刑に処せられる等のことのない以上、それがために当然に、当選人の当選が無効となるものではない。」(最高裁判所昭和30年5月20日判決)とされている。

(2) 当選の無効についての判断

上記(1)のとおり、当選の効力に関する争訟においては、当選人らの行為が選挙犯罪に該当するか否かを審理判断し、これを理由に当選を無効とすることはできないものである。

よって、申立人の主張は、いずれも当選を決定した機関の構成や決定手続きの違反等に関するものとは言えず、当選無効となる違法事由に該当しないことから、当選無効とする原因とはなり得ない。

3 その他の主張について

申立人は、議員だより No.72の配布による刑法違反についても主張しているが、刑法違反と認められるか否かについては、前述のとおり「当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべき」(名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決)とされていることから、当委員会において判断すべきものではない。

また、申立人は、石巻市議会と市委員会を含む石巻市当局が共謀していたと主張するが、職権で入手した物件等からは恣意的に議会だよりの配布時期を変更した事実などは確認できず、申立人の主観的な主張であり、これを認めるに足りる理由がない。

このほか、申立人は関係者の様々な法令違反を主張するが、公選法第6条の規定により、選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるよう選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、選挙に際しては、投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならぬが、選挙の取縮に関する規定を公正に執行しなければならない機関は、公選法第7条の規定で、検察官、都道府県公安委員会委員及び警察と明記されており、「選挙管理委員会はもともと選挙違反に関する具体的案件につき当該行為が違法であるか否かの審査判断をなすべき義務も権限もなく違反行為を取り締まる地位にはない」(東京高等裁判所昭和50年2月26日判決)とされていることから、いずれも当委員会の判断はできない。

したがって、申立人の主張には理由がない。

4 結論

以上のとおり、申立人が主張する選挙無効及び当選無効の審査申立てはいずれも理由がない。

よって、当委員会は、公選法第216条第2項の規定により準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和4年9月26日

宮城県選挙管理委員会

委員長	皆川	章太郎
委員	小野	純一郎
委員	植木	俊哉
委員	戸井	秀一

人事委員会

人事委員会規則七十一(四) (期末告示) の一部を改正する規則(案)に公表する。

令和四年九月三十日

宮城県人事委員会

○人事委員会規則七―十四―三十四
委員長 西 條 力

人事委員会規則七―十四(期末手当)の一部を改正する規則
人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―十四(期末手当)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である職員を除く。)」を「次に掲げる育児休業を除く。」をしている職員」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である育児休業

附 則
この規則は、令和四年十月一日から施行する。

人事委員会規則七―十五(勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―十五―四十二

人事委員会規則七―十五(勤勉手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―十五(勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である職員を除く。)」を「次に掲げる育児休業を除く。」をしている職員」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である育児休業

附 則
この規則は、令和四年十月一日から施行する。

人事委員会規則八―五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則八―五―四十八

人事委員会規則八―五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第七号)に基づき、人事委員会規則八―五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第十七号中「後八週間」を「以後一年」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

人事委員会規則八―六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則八―六―四十六

人事委員会規則八―六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第八号)に基づき、人事委員会規則八―六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第十七号中「後八週間」を「以後一年」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

人事委員会規則八一七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年九月三十日

○人事委員会規則八一七—二十

人事委員会規則八一七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年宮城県条例第十二号）に基づき、人事委員会規則八一七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を次のように改正する。
第三条（見出しを含む。）中「第二条の三第三号ロ」を「第二条の三第三号ハ」に改め、同条に次の一号を加える。

三 育児休業条例第三条第一号から第四号までに掲げる事情に該当した場合

第三条の二（見出しを含む。）中「第二条の四第二号」を「第二条の四第三号」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

○人事委員会告示第二号

人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成十四年人事委員会告示第四号（人事委員会の権限（職員の育児休業等に関する規則）の一部委任）の一部を次のように改正した。
令和四年九月三十日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

- 一 前文中「基づき、」の次に「職員の育児休業等に関する条例（平成四年宮城県条例第十二号）及び」を加える。
- 二 二の(四)を同(五)とし、同(一)から(三)までを同(二)から(四)までとし、同(一)として次のように加える。
- (一) 職員の育児休業等に関する条例第二条の三第三号及び第二条の四に規定する人事委員会が定める特別の事情を定めること。
- 三 この告示の効力の発生する日
令和四年十月一日

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第112号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。
令和4年9月30日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者 現に技能検定員、教習指導員である者が他の運転免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者 新たに大型、中型自動車二種免許及び普通自動車二種免許に係る技能検定しようとする者で令和3年、研修所を修了したことを運転センター中央研の一部科目が免除となる者 自動車安全運転センター中央研修所を修了したこととなる者	令和4年11月4日から 令和4年12月28日まで	仙台市泉区市名坂字高倉65番地 宮城県運転免許センター

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

令和4年9月30日（金）から令和4年10月14日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地
宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

配布期間
令和4年9月30日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

<p>3 その他</p> <p>詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。 問い合わせ先の電話番号 022-373-3601</p> <p>○宮城県公安委員会告示第117号 警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。</p> <p>令和4年9月30日</p> <p>1 講習実施日時 宮城県公安委員会委員長 山口 哲男 令和4年11月24日（木）から同月29日（火）まで（土、日曜日を除く。）の4日間</p> <p>2 実施場所 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 一般社団法人宮城県警備業協会</p> <p>3 受講定員 30人</p> <p>4 事前申込み</p> <p>(1) 受付専用電話 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する（氏名、生年月日、住所、連絡先電話番号、勤務先について聴取）。なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。</p> <p>(2) 受付期間 令和4年10月17日（月）から同月21日（金）までの5日間（10月17日から20日までは午前9時から午後5時まで、最終日のみ午後3時まで）</p> <p>5 受講手続</p> <p>(1) 申込み受付期間 令和4年10月24日（月）から同月28日（金）までの5日間（午前9時から午後5時まで）</p> <p>(2) 申込書の提出先 事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。 なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。</p>	<p>(3) 提出書類 機械警備業務管理者講習受講申込書 1通</p> <p>(4) 受講手数料 公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表68の項に基づき、39,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。</p> <p>6 講習の委託先 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 一般社団法人宮城県警備業協会</p> <p>7 講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 講習については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況により、延期又は中止となる場合がある。</p> <p>(2) 受講に当たっては、感染対策（マスクの着用、手指のアルコール消毒等）を徹底すること。</p>
---	--